

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成30年度第3回松阪市人権施策審議会
2. 開 催 日 時	平成30年12月26日(水) 午前10時～午後0時
3. 開 催 場 所	松阪市役所5階正庁
4. 出 席 者 氏 名	<b>【委員】</b> 筒井美幸、青木浩乃、石川通子、上村夏子、小椋仁、川崎佳代子、栗田季佳、鈴木清子、世古佳清、高柳伴子、前田浩、松村淑子、渡邊和己 <b>【事務局】</b> 人権・男女共同参画課長(西) 人権・男女共同参画課 人権担当主幹(佐波) 人権・男女共同参画課(小林) 人権・男女共同参画課(磯田) <b>【関係各課】</b> 高齢者支援課長(松田)、学校支援課人権教育係長(西山)、障がい福祉課長(伊藤)、こども未来課長(谷中)、三雲地域振興局 地域振興課長(蒲原)、文化課 松浦武四郎記念館主任学芸員(山本)、商工政策課勤労消費者係長(北畠)、防災担当参事(船木)、健康・医療担当参事兼健康づくり課長(白藤)、
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市環境生活部 人権・男女共同参画課 TFL 0598-53-4017 FAX 0598-22-3533 e-mail jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

### 議事

1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
2. その他

### 議事録

別紙のとおり

## 平成30年度第3回松阪市人権施策審議会議事録

- 【日 時】 平成30年12月26日（水） 午前10時～午後0時
- 【場 所】 松阪市役所5階正庁
- 【出席委員】 （13人）筒井美幸、青木浩乃、石川通子、上村夏子、小椋仁、川崎佳代子、栗田季佳、鈴木清子、世古佳清、高柳伴子、前田浩、松村淑子、渡邊和己
- 【欠席委員】 （2人）皆川治廣、酒井由美
- 【事務局】 人権・男女共同参画課長（西）  
人権・男女共同参画課 人権担当主幹（佐波）  
人権・男女共同参画課（小林）  
人権・男女共同参画課（磯田）
- 【関係各課】 学校支援課 人権教育係長（西山） こども未来課長（谷中）、  
高齢者支援課長（松田）、障がい福祉課長（伊藤）、  
三雲地域振興局 地域振興課長（蒲原）、  
文化課 松浦武四郎記念館主任学芸員（山本）、  
商工政策課勤労消費者係長（北畠）、防災担当参事兼防災対策課長（船木）、  
健康・医療担当参事兼健康づくり課長（白藤）

### ○欠席者報告

酒井由美委員、皆川治廣委員。

### ○傍聴者報告

無し

- 議事
1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
  2. その他

### 議事録

#### 【人権担当主幹】

ただいまから、平成30年度第3回松阪市人権施策審議会を開催させていただきます。本日はご多用のところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。わたくし、本日の進行をさせ

ていただきます、人権・男女共同参画課の佐波です。どうぞよろしく願いいたします。早速ではございますが、本審議会について松阪市が定めております「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針」に基づき傍聴の受付をいたしましたところ、傍聴希望者はございませんでしたのでご報告いたします。

本日は、ご都合により皆川治廣様と酒井由美様が欠席されております。

なお、本日の審議会につきましては、審議会規則第3条第2項の規定により成立しております。また、会議録作成のために録音をさせていただきますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

また、本日の審議時間は12時までの2時間となっております。休憩等はお取りしませんのでご了承ください。

まず、審議に先だちまして人権男女共同参画課長の西よりご挨拶させていただきます。

#### 人権・男女共同参画課長のあいさつ

人権・男女共同参画課の課長をしています、西と申します。よろしく願いいたします。本来であれば、吉田環境生活部長がご挨拶を申し上げるところでございますが、本日他の公務により、欠席ということで、代わりまして私からご挨拶を申し上げさせていただきます。年末のお忙しい中、第3回目の人権施策審議会ということで、ご多用のところご参加いただきましてありがとうございます。先月第2回の審議会にて、平成29年度の事業評価をしていただいたのですが、今日はその続きの内容をご審議いただくという事で、皆さんご評価の方よろしくお願ひしたいと思ひます。色々なご意見の方も頂戴したいと思ひますので、どうぞ宜しくお願ひ致します。

#### 【人権担当主幹】

ありがとうございます。本日の審議につきましては、事項書をお願いいたします。1松阪市人権施策行動計画の評価検証については、あらかじめ事務局で抽出しました16事業のうち、後半の8事業の評価検証をお願いします。お時間の都合上、一つの事業あたり15分の目安でお話しいただければと思ひます。2その他について、委員皆様における活動や取り組みについて意見交換をお願いしたいと思ひます。それでは、ここからの議事進行は審議会規則によりまして、会長にお任せします。会長、よろしくお願ひいたします。

#### 【会長】

皆さまおはようございます。今回またお集まりいただいて残っている部分の審議をいただく事となりました。それでは、規則に基づきまして、私が議長を努めさせていただきます。

前回お送りをさせていただいております平成30年度人権施策審議会評価検証実施事業一覧の(4)高齢者の人権についてから進めたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局の方からも話があった通り、審議につきまして残り8つの事業がございますので、

時間内での審議にご協力の程よろしく願いいたします。それでは、続きの事業からご審議  
いただきたいと思います。6の(4)高齢者の人権で高齢者在宅生活支援事業につきまして、  
高齢者支援課より説明をお願いします。

#### 【高齢者支援課長】

評価シート44ページになります高齢者在宅支援事業について、ご説明させていただきます。  
この事業につきましては、在宅の高齢者の方に対して委託している業者の方を派遣し、  
平易な日常生活上の援助をすることにより、自立した生活の継続を可能とし、生活環境の悪  
化を防ぎ、高齢者の方の自立の支援をさせていただいている事業でございます。対象となる  
方は、ご親族の協力を得ることのできないおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯に属して  
いる方の内、介護保険法による要介護の認定で要介護または要支援と認定を受けた方、基本  
チェックリストの結果で事業対象基準に該当された方、いわゆる支援までには至らないが  
お体等の状態をチェックし該当された方が対象者となります。

事業の内容は高齢者の生活環境を悪化させないということで、お宅の生活導線に関わる  
部分の支援となり、庭の草取り、家の中の清掃、家屋の軽微な修繕等をさせていただくもの  
になっております。平成29年度の実績ですが、利用者は年々増加し53人となっております。  
高齢者に係る調査の内容についてご質問をいただいていたので、ご質問をいただ  
いた委員様に確認させていただきましたところ、この調査ではなく別の調査である事が判明  
しました。先程申し上げました高齢者在宅生活支援についても利用者さんから申請をいた  
だいて利用者さんのお体の状態の聞き取り、作業する場所の写真を撮り、支援の決定をさせ  
ていただくという調査をしているのですが、こちらの調査ではなく、福祉全般高齢者施策全  
般に係る調査でございます。こちらは地域福祉課の所管となりますが、民生委員が10月  
1日付で毎年65歳以上の一人暮らしの方、80歳以上のご夫婦の世帯を調査をしておしまし  
て、この調査については毎年必ず行っております。説明につきまして、以上となります。

#### 【会長】

ありがとうございました。それではご説明いただいたこの事業につきまして、評価できる  
点、また、この部分はどうなのかという視点でのご質問をいただければと思いますがいかが  
でしょうか。この回答でご理解いただけましたか。

#### 【委員】

理解できました。ありがとうございます。

#### 【委員】

普段からこの事業に関してお世話になっております。高齢者の方が介護保険だけでは対  
応できないような困りごとに対して丁寧に対応してくださり、ありがとうございます。

## 【会長】

他にはよろしかったでしょうか。それでは、この事業については、ここで終了します。続きまして(5)障害のある人の人権につきまして、障がい福祉課よりご説明をお願いします。

## 【障がい福祉課長】

障がい福祉課です。よろしくお願いいたします。33 ページの障がい者相談支援事業についてご説明いたします。平成 29 年度の事業ですが、障がい児、障がい者の生活支援に関する相談は障がい福祉課職員が行うほかに市が社会福祉法人に委託している障がい者総合相談センターマーベルでも実施しております。障がい者相談支援事業については、国の障がい者総合支援法に基づく地域生活支援事業として実施しており、県の許可を受けた指定一般相談支援事業者に委託をすることが出来ることから、市が社会福祉法人愛恵会に委託しマーベルを設置しております。

マーベルでは障がい者等の福祉に関する様々な問題につき障がい者等からの相談に応じ、必要な助言を行い、障害福祉サービスの利用等、関係機関との連携を取り専門機関等の紹介等、障がい者の権利擁護のために必要な支援を行っております。

続きまして、委員の方からご質問をいただいておりますので回答させていただきます。29 年度において、障がい者総合支援法に基づく障がい者の方の相談内容と問題点、また、その解決に向けた支援とは、どのような支援なのか教えてくださいというご質問をいただいております。回答につきましては、表の方に表させていただきましたが、平成 29 年度にマーベルで相談を行った支援件数と支援内容でございます。相談内容は表記されている通りです。お一人の方で重複して相談を受ける場合もありますが、件数について記載いたしました。平成 28 年度のマーベルでの相談支援件数でございます。相談者が重複している場合もありますが相談件数は 7,325 件で、平成 29 年度は 507 件の増加となっております。特に増加した内容は、不安の解消・情緒安定で、310 件の増加となっております。障がい者手帳の所持者数は、精神保健福祉手帳所持者数につきましては、平成 28 年度の 1,620 人から平成 29 年度は 1,728 人と 108 人の増加となっております。精神障害の方が増加している現状となっております。相談件数の増加は、ご本人以外に、ご家族や近隣住民の方からのご相談の増加、他に病院のソーシャルワーカーからのご紹介によるご相談も増加しています。マーベルでは、相談支援専門員、精神保健福祉士、相談支援員、社会福祉士の資格を有した専門職が 9 名配置されており、相談者に寄り添った対応や、必要な関係者、関係機関（障害福祉サービス事業所、病院、学校、保健所、民生委員、警察、後見人等）等と連携しその方であった支援に努めております。以上、説明とさせていただきます。

## 【会長】

ありがとうございます。ただいまご説明をいただきましたことについて、委員の皆様評価、

事業に関するあり方など、ご意見はございませんか。

**【会長】**

相談件数が非常に多いですね。

**【委員】**

延べ件数ですか実数ですか。延べ件数の場合、実数としてはどれくらいになりますか。

**【障がい福祉課長】**

お一人の方が何回も相談されているケースもございますので、延べ件数となっております。相談の障がい種別で重複ありますが、実人数では 1154 人の方が相談されております。内訳は障がい者が 921 人、障がい児が 234 人となっております。

**【委員】**

ありがとうございます。事業の内容が皆さんに周知されている様で、利用者が増えている様で結構なことだと思います。

**【委員】**

就労に対する相談が 215 件とありますが、実際に就労に結び付いた件数を教えてください。

**【障がい福祉課長】**

障害福祉サービスの中に就労訓練のサービスがございます。一般に民間企業に行くだけでなく、障害福祉サービスの中の就労継続支援というサービスがございます。A型B型に分かれておりまして、A型は雇用契約を結び、最低賃金での就労訓練となり、B型は就労の契約を結ばない中で作業をして工賃をいただき、就労の訓練をしていただくものとなります。相談を受けても、一般就労もしくは就労訓練のA型、B型に行かれる方、相談のみで終わられる方色々ありまして、実際どこにつながったかという所までは分かりません。

**【委員】**

相談件数の多さに驚いております。

障がいの方、本人やご家族の方がわらをもつかむような気持ちで悩んで見える中で、専門職の方が受け皿となって相談を受けて次につなげていただいているということは、本当にありがたいことだと思います。

### 【委員】

特に障がい児に関することなのですが、医師会の訪問看護ステーションで障がい児に対する訪問看護は提供させていただいています。例えば三重大や三重中央で退院する子どもたちは、在宅の小児科医療がなかなか進まない、受け皿が無くて本当に苦労しており、退院先が見つからないという子どもたちがたくさんいると聞きます。例えば、介護保険であればケアマネジャーが居るのですが、障がいに関しては調整役が居ないのでなかなか厳しい面があります。相談員の方も介護福祉系は充実していますが医療職が居ないので、医療系のネットワークを構築していくような施策の考え方を取り入れていただかないと医療的な問題が障害になって在宅生活がおくれない、家族と生活が出来ないという方々を支えることはできないと思います。お金がかかることにはなると思いますが、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

### 【障がい福祉課長】

医療的ケア児の課題については、明和病院なでしこで中心となって松阪市から南の地域で「みえるわネット」というネットワークを作っております。医療的ケアを受けているお子さんが在宅で生活できるようにということで、各関係機関が連携を取りまして、介護ヘルパーや病院、小学校に入学する場合は学校との連携等、お子様方が地域で家族と暮らして学校へも通えるようにするためにはどうすればいいのかということで、お子様を事例に挙げて課題等の話し合いをしたり勉強会をしたりするなどのネットワークとなっております。今はモデル的な実施ですが、今後は松阪市でも医療も連携した仕組みを作っていくということで話しあっているところでございます。

### 【委員】

みえるわネットに参加したことがあるが、行政の中に医療的なネットワーク作る役割を持っていただきたいと常々思っております。よろしく申し上げます。

### 【会長】

松阪から南の地域でのネットワークなのですか？

### 【障がい福祉課長】

松阪から南の地域におきまして、行政の数は少ないのですが、範囲が広いです。医療的ケアを連携するネットワークとなっております。

### 【会長】

実際に、内容としてどのようなことをされてみえるのですか。

**【障がい福祉課長】**

ケアをしているお子さんも会場に来ていただいて、災害時の避難などの体験を行っていただき、その中で課題を見つけて、人工呼吸器などをどこで準備してどこへ避難するか等、課題を見つけて連携について情報共有しています。現在、松阪市ではそういった連携が出来ていない状況です。

**【委員】**

発達障がいを取り扱ったニュースをよく見ますが、発達障がいをお持ちである事に自分では気づかなくて本人がすごく困っていたり、生き辛さを感じていたりする方に対しての検査機関や相談場所はありますか。

**【障がい福祉課長】**

まず、ご心配であればマーベルでご相談いただきましたら、医療機関を紹介できます。障害福祉サービスを受ける場合は、認定が必要となるので、その方がご本人の意思で障害福祉サービスを受けられるかということによっても違ってきますが、特性だと思っていたことが医学の進歩で病名がつけられるということもあり、大人の方のご相談も多くあります。

**【委員】**

生きやすい社会の実現に努力をお願いします。

**【会長】**

早く気づけば、色々な治療を受けつつ、社会に出ていくきっかけも広がるということも聞いたりしますので、皆さんもこのようなことに出会ったら、マーベルさんをご紹介いただいでよい社会生活をおくれるようにご支援いただければと思います。

他にご意見はありませんか。ありがとうございます。それでは続きまして（6）外国人住民の人権についての審議に移りたいと思います。49 ページについてこども未来課からご説明をおねがいします。

**【こども未来課長】**

こども未来課です。よろしくをお願いします。49 ページの外国語翻訳業務等事業について説明させていただきます。この事業につきましても、外国人のお子様保育園に入園された際の翻訳・通訳者を拠点の保育園に配置しております。昨年度につきましても、タガログ語、スペイン語、ビサイ語、中国語などの翻訳・通訳者 4 名を拠点の保育園に配置しております。駅部田保育園、春日保育園、若草保育園、花岡保育園に配置し、すべての園にみえる外国人のお子様、保護者に対して相談に応じております。また、月 1 回発行される園だよりを翻訳してご家庭の方に配布しております。昨年度、公立保育園 14 園に 62 名、私立保育園



12園に55名の方が入園されております。この方たちの通訳等の業務にあたっていただいております。問題点、課題点については、通訳者が通訳だけではなく保育の方にもかかわっておりますので人材確保が難しいという中で、外国人の方のネットワークを通じて人材確保に当たっております。以上説明とさせていただきます。

**【会長】**

ありがとうございました。それでは委員の皆様、外国語翻訳業務等事業につきまして、ご意見等ございませんか。

**【委員】**

通訳の方は常勤ですか。

**【こども未来課長】**

第1種非常勤で常勤として雇用しております。

**【委員】**

お子さんの方が日本語を学んでいく事が早いと思いますけれど、常勤ですので保護者の方にとっては、慣れない日本語で、なかなか読めないお便りが読めて、聞きたいときにいつでも聞けるということは、とっても助かってみえているのだと思います。

**【会長】**

常勤で何名ですか。

**【こども未来課長】**

各言語一名ずつですので4名となっております。

**【会長】**

対象の児童も多いですけど、雇用されている方の人数もそれに合わせて多いなと思っております。保護者の方、それぞれの国でルールが全然違うと思いますので、安心されると思います。

**【委員】**

保護者の方の方がお便りが読めなかつたりすることもあると聞いています。保育園に孫が通っているのでも時々見に行くのですが、通訳の方を見かけたことが無いので、このような方がいらっしゃることを知らなかったです。

**【会長】**

この方々ご活躍いただいています保護者の方のご意見とかはありますか。

**【こども未来課長】**

保護者の方にとっても日本語の通じない方にとっては心強い事業だと思います。日本語が通じる方にとっても母語で翻訳したものが届くとなると園でどのような活動をしているのか知っていただけて安心していただけるのではないかと思います。活躍していただいて、ありがたい存在であります。

**【委員】**

課題に人材の確保が困難とあるが、予算があっても人が居なくて人材が確保できないということなのでしょうか。

**【こども未来課長】**

予算としまして、30年度は4人で予算が計上してありますが、もし4人の方の内お一人が事情により途中で辞められた場合、次の方を探すことが困難であるということです。外国人の方は様々なネットワークがございますので、そのようなところでご紹介いただいて人材を確保するということでもあります。今のところは4人の中で退職されるという話はありません。予算がついていないということではなく、必要な予算は計上してあり、必要な人数を配置させていただいているということが現状になります。

**【会長】**

急にやめられると、翻訳まで出来る方を探すことが困難になってくるかと思います。会話ができる方はいらっしゃると思いますが、業務の中に日本語の読み・書きなどの翻訳が入ってくると人材確保のハードルが一層高くなっているのが現状です。

**【委員】**

翻訳事業というのは、保育園の時だけに受けられるものですか。小学校中学校になった場合はどうなりますか。また、小学校中学校のお子さんで翻訳が必要なお子さんがいらっしゃった場合はどのような対策がとられていますか。

**【学校支援課 人権教育係長】**

学校支援課です。小中学校に母語スタッフという全員で11人の翻訳者を雇用させていただいています。それぞれの小中学校に配置されており毎日ではないですが、必要があれば翻訳をさせていただいております。

**【委員】**

外国人のお子さんに対してボランティア活動をされている方がいらっしゃるとお聞きしたのですが、具体的に情報をつかんでいたら教えていただけますでしょうか。

**【学校支援課 人権教育係長】**

いっぽ教室というものがあり、全く日本語をしゃべれない子どもたちを対象に初期の日本語教室を開いております。年間30人くらい全く話せない子どもたちが入ってきます。日本語指導員が1対1で教えなくてはならない中で人員が足りず、また、予算が厳しいこともあり、日本語指導員の他に日本語指導のボランティアとして、退職された方や、学校の先生であった方等、様々な方を国際交流協会から派遣いただいています。大変助かっています。親の都合で外国から日本に来た子どもたちにとって、初めて会う日本人がとても優しく教えて下さるので、子どもたちにとってもありがたいことだと思います。いっぽ教室では、3か月から4か月くらいで日本語のコミュニケーションとひらがなカタカナの読み書きができるようになって、それぞれの学校へ戻っていきます。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【委員】**

子ども方が先に覚えて親に教えるようなこともあるのではないのでしょうか。

**【会長】**

外国人の拡大法案が決まりましたね。これから松阪でも外国人が増えてくると思います。外国人のことは色々なことが話題になっています。シャープさんの件や子どもの学力の事、発達障害の事などいろんなことがテレビで報道されていますので、やっと今考える時期にきたのかなと思います。一つずつ出来ることから皆さんの協力を得ながら進めていければと思います。外国人の人権についてはこれで終わります。続きまして、アイヌ民族の人権について審議に移りたいと思います。事業名、武四郎まつりアイヌ文化交流事業 96ページにつきまして、三雲地域振興局からご説明をお願いします。

**【三雲地域振興局 地域振興課長】**

失礼します。三雲地域振興課です。よろしく申し上げます。行動計画の96ページをお願いします。主な目的は毎年2月末に行われております武四郎まつりを通じてアイヌ民族に受け継がれる伝統文化を身近に触れていただき、アイヌの人々と交流を深めるとともに、アイヌ文化の普及・啓発に努めるものです。

平成29年度の実績におきましては、平成30年2月25日に行いました武四郎まつりにお

いて、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の国内文化交流助成事業を活用させていただきまして、北海道を中心に活動されている静内民族文化保存会の皆さんをお招きし、「アイヌ古式舞踊」を披露していただきました。平成30年度の計画ですが、平成31年2月24日武四郎まつりを計画しておりまして、国内文化交流助成事業を活用し、北海道を中心に活動されている一般財団法人札幌大学ウレシパクラブの皆様をお招きして「アイヌ古式舞踊」を披露していただく予定となっております。予算としましては、毎年500万の予算を組んでおり、来場者数としまして29年度は6400人の実績、30年度は6500人を目標とさせていただいております。問題点・課題点ですが、今後、三雲管内以外に大きく広げて一層の集客を見込みたいと考えております。例年、祭りの前日にアイヌ文化交流会というものを三雲管内の小中学生をお招きしてやっているのですが、今年度は三重こどもの城を会場とし広く松阪管内に周知をしていこうと考えております。以上説明とさせていただきます。

#### 【会長】

ありがとうございました。それでは委員の皆様ご意見ご質問はございませんか。

来場者数6000人を超えるということは、とても沢山の方に来ていただいております。多くの人に知ってもらえるいい機会だと思いますが皆様いかがでしょうか。

#### 【委員】

以前参加させていただいたときに武四郎会館のところで踊りをされていたと記憶しております。こういったものをこどもの城でされるということでしょうか。

#### 【三雲地域振興局 地域振興課長】

今年2月23日にハートフル三雲の方でアイヌ文化体験交流会として実施していたのですが、三雲管内から出て、違ったところでアイヌ文化の踊りや体験をしていただければと思います。三重県のこどもの城で実施したいと計画しております。

#### 【会長】

会場としてはいかがでしたか。

#### 【委員】

人権擁護委員として行政との結びつきを持っていくことが難しい面があります。

以前ハートフルの方で実施されたときにはブースを置いていただいたのですが、武四郎の注目度がこんなに高いのかと良くわかりました。生誕百年ということで、北海道で武四郎さんの実績が披露されたり、MieMuで展示が開催されたりするのを拝見して、偉大な方が松阪にいらっしやっただのと改めて思います。行政の方の掘り起しによりこういった方を広く周知していただければありがたいことだと思います。

**【会長】**

他にご意見ご質問はございませんか。

**【委員】**

私は何十年も人権に関わっていますので、北海道に行く事が何度かあるのですが、実態としてはかなり厳しい差別があります。すれ違ったときに「ア、イヌ」という方があったり、民族的な踊りの中に煙草を投げたりすることを聞いたことがあります。かなりしんどい話だと思います。こういうことをしていますというだけでなく、そういった現実も学んでいく機会も設けないとならないのではないかと思います。発言させてもらいました。

**【三雲地域振興局 地域振興課長】**

今回ご紹介させていただいた事業は、特別企画展の中で武四郎の功績を広く伝える中でアイヌの正しい歴史や文化を伝えていくということを目指して実施しております。ご意見をいただきました部分につきましては、今後考えていきたいと思っております。

**【会長】**

ありがとうございます。他にはいかがですか。

**【委員】**

武四郎まつりはいつも雪花の散るような寒い時期にするのですが、参加させてもらうと、民族舞踊を踊ったり、地元の方が猟師鍋のような鍋をふるまっていたりして、様々なイベントでスタッフの方や三雲の振興会の方が盛り上げてもらい、心温まるもてなしをしていただき感謝しています。アイヌの事は、松阪市が先頭切って一番伝えていかなければならない、松阪から発信していかなければならないことだとかねがね思っています。事実武四郎さんが北海道に何度も行かれてアイヌの方の事が分かって発掘されてアイヌの人の悲惨な差別性があることなど色々聞きます。ぜひ武四郎まつりによって、一人でも多くの方がアイヌの方の事について理解をしていく事は重要なことだと思います。先日も、わざわざ愛知県から朝早くに来て見えた方がいらっしゃったので、お伺いしましたところ、武四郎まつりの中で踊りがあったり、三雲の中学校の子どものブラスバンドがあったり様々なイベントがありますが、毎年楽しみに来ていただいているとおっしゃって見えませんでしたので、ぜひ続けて実施していただければと思います。松阪から発信していくことは非常に良いことだと思います。

**【三雲地域振興局 地域振興課長】**

2月に開催しておりますのは、武四郎が誕生と亡くなった日ということで毎年2月に開催しております。アイヌの方の人権について伝えていく事につきましては、松浦武四郎記念館主任学芸員が各地を回り講演会を実施しています。職員の人権問題研修を実施していきながら、アイヌの人権について啓発をしていきたいと考えております。

**【委員】**

たしか旧土人保護法というのがありましたが、九十何年もずっと続いていて、廃止になったと思うのですが。

**【三雲地域振興局 主任学芸員】**

旧土人保護法は、アイヌの方の救済を目的として政府が定めた法律で、北海道旧土人保護法といいます。旧土人という言葉が差別的であるということで、アイヌ民族の皆さんが何とかこの法律を変えてほしいとお願いされていましたが、なかなか改正には至りませんでした。90年代に入りカヤノシゲルさんというアイヌ民族から初めて国会議員となられた方が、国会の中でアイヌ語で発言をされたことをきっかけとして、北海道旧土人保護法を廃止して新たにアイヌ文化振興法という新しい法律を作ることが行われております。ご意見をいただいた中でアイヌの人の差別の状況を伝えることも大切ではありますが、武四郎記念館にお越しいただいた小学生中学生高校生に伝えていく中で、アイヌの方がどれだけひどい差別にあったかという話ばかりをしていると、子どもたちがアイヌの方を見た時に「かわいそうな人」という印象を持ってしまうので、まずはアイヌ民族の皆様が素晴らしい文化伝統を守って現在も存在しているということを伝え、分かっていたいたうえで歴史をお伝えするというのを注意しながらお話をしております。

**【委員】**

わかりました。

**【会長】**

ありがとうございます。委員の皆様他にいかがでしょうか。

それでは、続きまして、インターネット・携帯サイトによる人権侵害ということで、学校支援課さんの方からよろしく願いいたします。

**【学校支援課 人権教育係長】**

学校支援課です。よろしく申し上げます。インターネット・携帯サイトによる人権侵害、情報教育の充実ということで、説明させていただきます。まず、事業の目的についてです。スマートフォンの普及に伴い、閉鎖的なコミュニティサイトでのトラブルが社会問題とな

っております。子どもたちの間でも LINE 等の SNS を通じたトラブルが大変多くなっており  
ます。そのため情報モラルや危機管理能力等の育成を図り、ネット社会を生き抜く力を養成  
する事を目的としております。次に、実施内容としては平成 29 年度には教職員を対象に「家  
庭と連携し、学校全体で行う情報モラル教育」を演題とした研修講座を実施し、対応能力や  
指導力の向上を図りました。このときは、元教師であり、松阪で働かれていた金城学院大学  
国際情報学部の長谷川先生に来ていただき情報教育の研修を行いました。参加した教職員  
の満足度は 97.9%となっております。また児童生徒の実態把握につきまして、平成 29  
年度の全国学力学習調査の児童生徒質問用紙を活用して児童生徒が月曜日から金曜日の間  
1 日当たりどれくらいの時間を使って、携帯やスマートフォンでのメールやインターネット  
をするのか実態把握をしました。その結果、松阪市の小中学校の子どもたちの一日当たりの  
携帯やインターネットの使用時間は全国平均と比べて長時間使用している生徒が多いこと  
がわかりました。そのような実態をうけて、平成 29 年度には教育委員会の指導主事が、市  
内の小学校 2 校を訪問して情報モラルに関する授業を行いました。また、保護者向けの情報  
モラルに関するパンフレット等を作成し、啓発を行いました。最後に、今後の課題について  
は、情報モラルや情報セキュリティの教育については今後も継続して取り組んでいく必要  
があります。児童生徒への指導はもちろんのことですが、保護者への啓発を進めるととも  
に、授業実践や研修等さらに進めていく必要があると考えております。以上です。

#### 【会長】

ありがとうございます。SNS の話になると、私はなかなかついていけないのですが、子  
どもたちは皆携帯やスマートフォンを持ってみえますね。委員の皆様いかがでしょうか。

先程おっしゃられた子どもたちの一日平均あたりの使用時間が全国平均より高いとのこ  
とですが、どれくらいの時間使っているのでしょうか。

#### 【学校支援課 人権教育係長】

質問事項の内容が、1 日 4 時間以上をやっている、3 時間から 4 時間の間、2 時間から 3  
時間の間、持っていない、といった質問事項となっております。平成 29 年度の結果を申し  
上げますと、例えば中学校では 4 時間以上使っている生徒が全国で 9.5%なのに対しまし  
て、松阪市の中学校では 12.3%となっており全国より高くなっております。また、持っ  
ていないと答えた生徒は全国で 16.1%ですが、松阪市では 10.4%となっております。  
これは携帯やスマートフォンを使ってというだけでなく、家庭でパソコンや端末などを  
利用した形での使用も含まれており、松阪市では 90%以上の生徒が家庭でのパソコンや  
端末、携帯電話やスマートフォン等、何らかの形でインターネットを使っているという結果  
となっております。

**【会長】**

ありがとうございます。SNS でいじめの問題があったりすることを考えると、子どもたちに携帯やスマートフォンは本当に必要なのかと思いますが、あれば便利なのでしょうが、いかがかと思います。生徒や先生が使い方を学んでいただく必要があるのだと思います。

**【委員】**

電車に乗っていても、大人も子供もひたすら画面を見ているという景色を見ると何とも言えない気持ちになります。

**【委員】**

道路を歩きながら利用している。子どもたちは特に危ないですから指導を徹底してもらわなければならないと思います。小学生は特によく見かけます。

**【委員】**

小学生や中学生に対してフィルタリングはどれくらいできているか把握していますか。

**【学校支援課 人権教育係長】**

把握は出来ていませんが、保護者に対してフィルタリング機能をかけるようお願いであるとか、携帯やスマートフォンは切って離せない状況になっておりますので、使い方のルールについて家で話し合ってくださいといった啓発のパンフレットをお渡ししています。併せてフィルタリング機能についてもお願いしている状況です。

**【会長】**

歩きながらのスマホの利用についても子どもたちに危ないと伝えてほしい。ぶつかってしまうまで気づきませんので。その項目をぜひ入れてほしいです。

**【学校支援課 人権教育係長】**

これから、研修会等で子どもたちに話す機会もあると思いますので、もちろんその事も含めて話していきたいと思います。

**【委員】**

保護者に対してきちんと周知してもらわないと子どもたちだけに伝えるのでは聞いただけですぐに抜けてしまうと思います。ぜひ親も子供も両方お願いしたい。

**【会長】**

保護者向けのものに関してはチラシやパンフレットで対応しているのですか。



**【学校支援課 人権教育係長】**

チラシやパンフレットの配布もするが、授業参観などを通じて、保護者に向けた啓発も併せて実施していきたいと考えております。

**【委員】**

フィルタリングのことについても保護者の方が携帯を使っている中で、子どもにダメと言うのも言いにくい、子どもからフィルタリングをしないでと言われるとフィルタリングをしないというようなことも聞く。今の時代、携帯をなくすということは不可能かなと思います。親も持っているし、低年齢化しており、小学生も多く持っている。保護者も携帯についての知識を持ってほしい。子どもにダメだと言っても親が使っているのだから後戻りはできないと思います。

**【会長】**

便利ですので今の時代、使うのは避けられないでしょう。

**【委員】**

生活安全課から教えてもらった数字と今ご説明いただいた数字が違っていますが、中3あたりは93%くらい持っている、小学生も高学年になると60%くらい持っていると聞きます。先程の話ではないですが、保護者がGPS機能を使って子どもの居場所を知りたいから持たせているということも聞きますし、冬場に塾の帰りが遅くなると暗くなりますし、子どもたちのことを心配して持たせていると聞きます。その気持ちも分からなくはない。

**【会長】**

便利で使い方によっては安全につながるものかもしれませんが、反対に使い方を間違えると危険なものでもありますので、パンフレット等を使って啓発をしていただいていることですし、これからもより充実をしていただいてより多くの人に良い使い方をしてもらえるように計画していただければと思います。委員の皆様、他によろしいでしょうか。

それでは続きまして(9)労働者の人権ということで企業人権啓発事業について商工政策課さんの方からお願いします。

**【商工政策課 勤労消費者係長】**

商工政策課です。よろしく申し上げます。行動計画の66ページにあります、企業人権啓発事業についてご説明いたします。この事業は企業で働く経営者、労働者の人権啓発を推進するため啓発活動を中心としたものとなっております。市役所がどれだけ啓発をしても、企業の方で何らかの行動をしていただかないと達成しない事業となっております。市の方で

も啓発推進のため努力をして実施しておりますが、パンフレットを配ったりする事業が中心となっております。企業という事業組織の中ではパワハラ、セクハラ、マタハラが多いということです。こういったハラスメントの啓発、また、採用の際に聞いてはいけないような質問をする企業が時々ありますので、公正採用選考の周知としてハローワーク松阪と協働で折り込みチラシを入れたり、雇用主の説明会の時に周知をしたりという取組を進めております。働き方改革全般で県内で取り組みが進んでいる事業所を紹介し事例を紹介するなどの取組をしています。市役所がいくら啓発をしても、企業が主体となって研修をしたり取組を進めたりする土壌作りが重要となると思います。企業に向けて発信するが、後の効果が見えにくいため、一定の企業に対してどういった研修を取組んでいるかといったことを聞くアンケートを取ることを考えております。配布だけになります。市内企業約 240 社に雇用保険に入っている従業員数 30 人以上の事業所に向けて、パワハラ・セクハラがいけないものであるという啓発冊子や働き方改革の啓発冊子、三重県人権センターで作成される総合的なパンフレットを取り寄せて、人権啓発強調月間、男女雇用機会均等月間の 6 月に送付する等に実施しています。9 月は公正採用強調月間となっておりますので、公正採用についての啓発チラシ、商工会議所の会報や松阪商工会の折り込みチラシにて配布しています。取組内容としては以上となります。

#### 【会長】

ありがとうございました。それでは、委員の皆様ご意見をお願いいたします。

#### 【委員】

私は県の雇用の関係も携わっているのですが、障がい者雇用の水増し問題があり、県の教育長や県の関係者に要望を出した。松阪市も企業へハローワークを経由して障がい者雇用についても精神障がい者も該当となったため雇用率が 2.5%に上がっています。全部の企業が達成しているかわかりませんが、また、それ以上に採用している企業もあるかと思いますが、採用とともに短期間雇用ではなく、長く雇用していただけるような体制作りを企業にお願いしてもらいたいです。県の教育委員会も達成していなかったということで、先日回答をいただいたところ、県の教育委員会で 12 月の中旬に 24 名の追加採用がありました。4 月に正規の障がい者雇用があります。それでも 2.5%以上の達成まで厳しい状況であります。企業の場合は雇用率の目標を達成していないと罰金制度があります。公的機関は罰金制度はありません。松阪市でも障がい者雇用についての取組をしていただき、長く雇用していただけるようにアピールをしてほしいと思いますので要望を上げておきます。

#### 【委員】

障がい者であっても、その人の TPO にあった部署に配置すれば仕事は絶対できると聞き

ます。障がい者は邪魔だというような観点が会社のトップの中にある。話を聞いた社長さんの話では障がいのある方を雇用しても絶対に会社は回せると言っていました。外国人の人も同じです。会社のトップの考え次第だと言っていました。

**【委員】**

多気にある万協製薬では障がい者一人を雇用すると健常者が一人対応しています。普通は何人かのグループとなります。住友電装では電装の製品の解体などを別子会社でしており、子会社で働く 20 人ほどの労働者の全て障がい者で指導者だけが健常者となっている。精神障がいの方が多いです。他市の良いところも取り入れて社長の意識改革をしていただきたい。法定雇用率以上に採用している企業もある。松阪市でもそのような取り組みをする中核で大きな関連企業が出来てきたら良いと思います。

**【委員】**

障がい者の方を雇用したいと思いハローワークに求人票を出すのですが、そういう方がどこに見えるのかが見ずらく、条件に合う障がい者が居られるのかが分からず、なかなか採用できないのですが、どのように求人を出せばよいのですか。

**【委員】**

ハローワークは協力をしていると思いますが。

**【委員】**

ハローワークでは紹介してくれないのだが。

**【会長】**

ハローワークに積極的に障がい者雇用をしたいという申し出をすると紹介してくれるのではないのでしょうか。

**【委員】**

ハローワークに求人の際に障がい者の方を雇用したいと申し出をすると紹介してくれます。国の施策としてそのようなものがあります。

**【会長】**

外国人を雇用したい場合、申し出をする外国人の相談窓口に繋いでくれる。

**【委員】**

採用したときは補助金があり、法定雇用率を達しなかった場合罰則があるということで

すね。

**【委員】**

求人票を出すときに一言添えることが必要なのですね。わかりました。

**【委員】**

県の雇用促進委員会がありまして、全国でも雇用率が低いということで、三重県が雇用促進会議を立ち上げて、実施している状況です。健常者の考え方と障がい者の考え方には差があります。一人だけが採用されると考え方の違いから続かないことがある。働く場所はあると思うが、職場の中で障がい者が一人だけとなると孤立してしまい続かない、すぐに辞めてしまう。障がい者一人だけの採用となると難しい。障がい者を採用したい場合は、ハローワークに相談してもらえばいいと思います。

**【会長】**

ここまでの意見を聞いていただいて、商工政策課さんいかがですか。

**【商工政策課 勤労消費者係長】**

民間の事業所で就労移行事業所があるのですが、松阪市ではジョブステーションまつさかという所がありますので、そこでご相談を受けていただいた上でハローワークを通してという形でしていただきますと、交付金のところを含めて一番対応としてよいのではないかと思います。

障がい福祉課からの説明にもありましたが、Jマーベルが松阪駅前にあり、障がい者の就労の相談を受け付けております。どちらかにご相談いただければ、事業所さんに合った障がい者の方がいらっしゃるといった情報や、ご自身の事業所さんの方の仕事の切り出しの仕方など相談を受けていただける。

昨日、官公庁の障がい者雇用率が三重労働局から発表されました。2.5%の法定雇用率のところ、松阪市は大変申し訳ないことに2.18%となっております。理由としまして、昨年採用に至るまでの方がいらっしゃらなかったことと、障がい者手帳を持っておられる方が退職されたこともあり、現在法定雇用率を達していないという結果となっております。

そういった事態を受けまして、急きょ人事の方で障がい者の方の採用試験を行っており、47人の応募がありました。9月の採用試験の段階では2名の採用が決まっていますので、後の足りない人数、良い方が居ればもっとたくさんの方を採用したいということで、採用がうまく進めば2.5%の法定雇用率の達成となりますので、松阪市の状況につきましてご報告させていただきます。

#### 【会長】

ありがとうございました。啓発を行っていただく際には障がい者の雇用のことや、企業さんの中で人権に関することを広げていっていただきますようお願いしたいと思います。それでは労働者の人権についてはこれでよろしかったでしょうか。

続きまして（10）自殺問題について人権・男女共同参画課の方からお願いします。

#### 【人権・男女共同参画課長】

失礼します。人権・男女共同参画課です。地域自殺対策強化事業についてご説明させていただきます。平成29年度の実施内容ですが、市民にいのちの大切さを認識し、関心を持っていただくため、講演会や街頭啓発の取組を実施し、市民に対する生きる支援策として三重県や民間団体と連携し合同相談会を実施しました。また、相談窓口の関係担当者に人材養成を目的とした研修会を実施しました。目標実績ですが、9月の自殺予防週間では街頭啓発を、3月の自殺対策強化月間では講演会を開催しました。講演会につきましては東小雪さんの「実の父からの性虐待を生き抜いて」という演目で講演をいただき、目標300人のところ実績は150人となっております。満足度は84.2%でした。次に、街頭啓発ですが9月は目標2,600個のところ、1,500個の実績でございました。3月の街頭啓発は天候により中止になったことによる減です。合同相談会相談人数は目標40人のところ、実績は29人でした。主な相談内容は法律、多重債務に関する事、心の健康問題、仕事就職に関する事でした。目標の達成度につきましてはおおむね達成と考えております。次年度におきましても、心の相談窓口一覧表の配布と、啓発を行っていきたいと考えており、チラシ、ポスターにつきましては、商業施設、ドラッグストア、コンビニエンスストア、医療機関を中心として配布いきます。また、今年度におきましては自殺対策基本法におきまして、すべての市町村に地域自殺対策計画策定が義務付けられました。現在この計画は作成中です。計画が完成しましたら委員の皆様にご報告いたしたいと考えております。以上でございます。

#### 【会長】

ありがとうございました。それでは地域自殺対策強化事業について委員の皆様ご意見をお願いいたします。

#### 【委員】

全国で3万人とありますが、松阪市での自殺の人数を年間で何人か教えてください。

#### 【人権・男女共同参画課長】

27年43人、28年31人、29年度は30人となっております。目標としましては26人としております。26人というのは、平成23年が一番低い26人でしたのでそれを目標として設定しています。

**【委員】**

僕の知っている範囲で言いますと、15歳から19歳、20歳から24歳、25歳から29歳、30歳から34歳、35歳から39歳、5歳刻みでデータが出ているのですが、死因で一番多いのが自殺となっている。その年齢を超えていくと死因の第一位がガンになってくる。特に若者を中心として色々なことで内にこもり自死を選ぶということになって居るのかも知れません、自殺対策として年齢層をある程度絞って対策をした方が良いのではないかと。

**【人権・男女共同参画課長】**

現在、自殺対策計画を策定しておりますが、庁内で自殺対策連絡会議を持っており、職員課、こども支援課、学校支援課、健康づくり課、地域安全対策課、介護保険課、高齢者支援課、地域福祉課、商工政策課、保護課12課で構成しておりまして、子どもに関係する部署もあり、それぞれの内容に応じて計画を策定しています。

**【会長】**

よろしいでしょうか。

**【委員】**

ちょっと聞いたこととは違いますがいいです。

**【会長】**

他にご意見はありますか。

**【委員】**

メンタルパートナーを養成しているということですが、メンタルパートナーとはどういった方がなれますか。

**【人権・男女共同参画課長】**

メンタルパートナーは資格を受けてもらうものではなく、メンタルパートナーの講座を受けてもらうことで、自殺の現状を知ってもらう事と、気づきや傾聴についてお話しし、相談窓口に繋いでいただくこととお話しさせていただく内容となっております。聞いた方がメンタルパートナーとして悩みを抱えている方を相談窓口に繋いでいただくといったことをお願いする講座内容です。

**【委員】**

すでに何人かメンタルパートナーになって見える方はいらっしゃるのですか。

**【人権・男女共同参画課長】**

このメンタルパートナー養成講座は平成 25 年当時から始めており、毎年実施しております。市民の方や、企業、団体等からの要望があれば、出前講座という形で実施している。職員としては全員が受けていただいている状況です。

**【委員】**

民生委員さんに協力していただいて、メンタルパートナーの役割を担っていただければどうでしょうか。そうすると地域地域で民生委員が居るので声掛けをしていただければ良いと思います。

**【人権・男女共同参画課長】**

行動計画においてもメンタルパートナーを推進していかなければならないとなっており、今後は市民の方の要望を受けながら、民生委員等の団体の方にも講座をしていきたいと考えております。

**【委員】**

自殺に至らない為の対策というのはとても大切だと思いますが、昨年も 30 人の方が亡くなられてみえるということで、ご遺族もとてもつらい状況だと思います。ご遺族に対するケアはありますか。

**【人権・男女共同参画課長】**

ご遺族の方が直接相談に見えることは無く、ご遺族の方がどこへ相談に行ったらいいかわからないことがあるため、一人でも多くの方が相談窓口をわかる形で啓発をしていきたいと考えております。

**【委員】**

商工政策課さんにお聞きしたいのですが、先程のお話の中でありましたが、企業でハラスメントを受けた場合相談できる場所がありますか。相談するところが無いと自分の中で閉じこもってしまって自死につながるのではないかと心配があると思うのですが。

**【商工政策課 勤労消費者係長】**

企業によります。小規模な企業であっても、先程の万協製薬さんのように独自に相談窓口を持っている企業もありますし、大企業であっても相談窓口が無い企業もあります。自死の原因として、経済的なものや人間関係もありますが、労働者が悩んだうえでの自死は見逃すことが出来ない、企業への啓発に取り組みたいと考えております。

**【会長】**

ありがとうございます。他の方はいかがですか。

**【委員】**

ハラスメントの相談につきまして、私の会社では職場の中で相談窓口があり、保健師、産業医、人事の担当者が相談を受けている。各職場でサポーターがあり、直接本社の方に電話をかけられて相談を受けてもらうこともあります。採用された方に対する相談窓口の説明もしています。自殺に関しての事象は発生していません。

**【委員】**

自殺と自死という言葉について、自殺ととらえるか自死ととらえるか観点が違うと思いますが、ここでは自殺という言葉を使って見えますが、どのようにお考えですか

**【会長】**

前回委員の方から最近では自殺という言葉でなく、自死が一般的になっているという意見がありましたが、人権・男女共同参画課さんいかがですか。

**【人権・男女共同参画課長】**

遺族会に関しては自死という表現を使っていたきたいという思いがあるということですが、一般的には自殺という言葉を使っていた方が分かりやすいということで認識されております。また、国の計画でも自殺という言葉を使っていくということになっております。そのあたり、確認させていただいた上で今回の自殺対策計画を策定しております。

**【委員】**

相談窓口にいのちの電話があると思いますが、松阪でいのちの電話の取組はありますか。

**【人権・男女共同参画課長】**

全国区でいのちの電話というものがあります。いのちの電話は切れずにかかっている状況だそうです。ボランティアの方が活動されています。松阪市としてはないのですが。県があります。

**【委員】**

いのちの電話に関しては県下に1本しかなく、相談員の名前や場所は特定されません。研修をしっかり受けた相談員が24時間体制で受けています。年々件数が増えていると聞きます。



**【委員】**

NPO が実施していると聞きますが。子どもにいのちの電話相談というカードを渡しているように聞きましたが。

**【委員】**

公益法人が実施しています。

**【委員】**

子ども達は電話をかけるということをしないと聞きます。自傷行為に走った子どもたちの十何人に一人は自死に至ると聞いたことがあります。今からは電話は少なくなってくるのではないですかね。

**【委員】**

自殺に対する考えについて、命に係わる大切さの授業や講演会は防止の一環となると思っています。

**【会長】**

積極的にこの事業を進めていっていただきたいです。

**【人権・男女共同参画課長】**

先程のメンタルパートナー養成講座ですが、平成 27 年度の受講者は 834 人です。平成 28 年度では 141 人の方が受けております。

**【会長】**

松阪市で 1000 人の方がメンタルパートナーとして受講されているということですね。他にご意見ございませんか。それでは、最後になりました様々な人権問題として防災対策事業よりお願いします。

**【防災担当参事】**

防災対策課です。よろしくお願いいたします。14 ページにございます防災対策事業についてご説明させていただきます。防災対策課の目標・実績としては、なるべく評価を見てもらいやすく、実績値を表しやすい事業として 20 数事業ある内の「地域防災活動推進助成金」「木造住宅耐震診断」「木造住宅耐震設計補助」「木造住宅耐震補強補助」「防災会議の開催」の 5 つの事業を掲載しております。目的としましては、地震台風等の自然災害の際には市民の生命及び財産を保護し、市民の安全、安心を守るために平時から啓発をしていくことが防

災の目的となっております。事業につきまして鈴木委員様よりご質問をいただいておりますので回答をさせていただきます。目標の達成度の「あまり達成できなかった」としているのはなぜかというご質問について、理由として5つの事業の実績を全体的に評価させていただきます。あまり達成できなかったとしています。他の事業の中には達成している事業もございますが、なるべく達成しにくい5つの事業を挙げさせていただきます。事業について1つ1つご説明いたしますと「地域防災活動推進助成金」につきましては住民協議会であるとか、自治会で訓練を行う際の消耗品、防災資機材の新規発足時の資機材購入補助、5年経過後の防災資機材修繕補助です。実績について60団体を目標としておりましたが、29年度は16団体の実績となっております。助成金の対象でなくても防災訓練などを開催されているのは多くの自治会でもあるところでございます。つづきまして、「木造住宅耐震診断」ですが、昭和56年5月以前に旧建築基準法で建築された住宅については大きな地震などにより倒壊する恐れがあるということで、耐震性がどれくらいあるのかという無料診断を実施しております。こちらは目標値が250戸のところ、目標値を大きく上回る300戸の実績となりました。「木造住宅耐震設計補助」「木造住宅耐震補強補助」につきましては、旧耐震基準の木造住宅の補強工事をしていただく際に国、県、市の補助を受けていただく事業となりますが、設計補助の目標20戸に対し実績が3戸、補強補助につきましては目標15戸に対し実績が1戸と大きく実績が下回っており、例年伸び悩んでいるところでございます。要因といたしましては、住宅の補強工事費は安くても300万〜800万かかり、国・県・市の補助を受けたとしても、その上限が110万〜120万弱程となっており、耐震性が無いと診断されたとしても、多額の費用が個人負担としてかかるため、資金が出せないということで補強を断念されるということがこれまでの経過となっております。そういった状況の中、これまで耐震診断の補助を受けていただいた方に対してアンケート調査を実施しましたところ、「住宅を取り壊しする場合にも補助が欲しい」という声があり、平成28年度の11月から除却についても補助を行うという制度を新たに設けました。こちらは、29年度の目標が20戸のところ25戸の申請があり、30年度は、6月の大阪北部の地震や北海道の地震があったこともあり、当初の目標除却30戸補助としていたところ11月の時点で50戸増となり80戸に補助制度を拡大して受け付けをしている状況となっております。古い家を壊すということも一つの耐震の事業であり、壊れる家がなくなるということも一つの耐震防災として、除却については大きく進んでおります。防災会議につきましては年1回開催しており、各種防災関係団体や多くの団体の方に集まいただき年1度ご意見をいただいております。最新の松阪市地域防災計画の作成にあたりましてご意見を頂戴しているところでございます。課題としましては、一般的に自助7割共助2割公助1割といわれておりましたが、自助が防災の70%を占めるということで、やはり個人の防災意識が一番重要であるということが一般的に言われておりますので市全体の防災意識の向上を継続して行っていきたいと考えております。

**【会長】**

ありがとうございます。それでは委員の皆様いかがでしょうか。

**【委員】**

南海トラフ巨大地震の事を連日報道されている中で、防災意識の向上は大切だと思います。実際に災害が発生したときに、災害時の要援護者といわれる方がいらっしゃると思いますが、そういった方を援助して協力して助けていく事が大事だと考えます。市として災害時の要援護者の状況をどの程度把握しているのか教えていただけますか。

**【防災担当参事】**

災害時の要援護者につきましては、国の法律では避難行動要配慮者と言いまして、平成 26 年の秋に法改正があり市の方も災害時の要援護者の名簿を作成しました。市の持っている行政データを使用しまして調査した結果、18,000 人の対象者がいることが平成 26 年の 8 月位から判明いたしました。この名簿につきましては年齢要件が 65 歳以上となっておりますが、65 歳といいましてもまだまだお元気な方が大半となっております、現在は 75 歳以上として地域防災計画に定めました。その名簿のデータを洗い直しまして現在名簿を作成しなおしております。それでも 1 万人を下回ることは無く、対象者の方は多くいらっしゃいます。先程ご質問のありました対応ということで、自治会連合会、民生委員・児童委員等の団体にはお話をさせていただいておりますが、市の対策として要援護者の方に平時からの名簿提供の同意を求めさせていただき、同意のあった方について、通常は消防団や自治会に名簿の提供をさせていただこうということで取組をさせていただいております。この試みにつきましても、26 年度 27 年度に進めようとしておりましたが、受け手側の地域として名簿を預かるということは一定の責任がある、名簿の管理が難しいという意見もあり、なかなか進んでいきませんでした。そういった中で、市全体で進めるよりも、現在新聞等でも出ておりましたが津波避難困難地域の、三雲鵲地区、西黒部松名瀬地区の 2 地区を抽出させていただきまして、その 2 地区の地域の方に要援護者の対応も含めたワークショップ等で話をしています。この 2 地区に対して要援護者の対応も含めた地域避難計画を作ろうとしているところです。モデル地域において作成した地域避難計画を先進事例として市の他の地域に水平的に展開していくということで進めていきたいと考えております。

**【委員】**

ありがとうございました。漏れの内容にお願いしたいところですが、個人情報に関わる部分もあると思いますので、同意を受けた方に関しては情報共有をして、そういった方を優先的に援助していくといった取り組みを進めていただければと思います。

**【委員】**

五主と松名瀬に避難タワーを設置することについて時期的なことを教えてください。

**【防災担当参事】**

五主、松名瀬は津波避難困難地域ということで、現状では何らかの施設整備が必要であるという結論に至っております。ただ時期としましては新聞でもお答えしましたが、トップの了解や国への制度の要求等、今のところ固まっていない状況です。来年度の当初予算の要求の時点ではお話しできると思いますが、現時点でははっきりしたことを申し上げられません。3年も4年も待つということは無いということは考えております。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【会長】**

津波はいつ来てもおかしくないと言われておりますし、出来るところから取組を進めていただければと思います。他にご意見ご質問はございませんか。ありがとうございます。

本来ですと皆様の活動について発表していただく時間をお取りしたいところですが、時間となりましたので、ここで終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

**【人権・男女共同参画課長】**

2回にわたりご審議いただきありがとうございました。皆様からいただきましたご意見につきまして各課の政策等に反映し、盛り込めるものは実施していきたいと考えております。この行動計画につきましては31年度までの計画となりますので、来年度から行動計画を新たに作成する事となります。委員の皆様には評価検証と計画の策定につきましてお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。

**【会長】**

ありがとうございます。来年はさらに役割を増えるということですが、皆様どうぞよろしくお願いたします。本日はありがとうございました。